

東京都千代田区霞ヶ関1-1-1
中央合同庁舎第6号館
F A X : 03-3592-7393

法務大臣 南野智恵子 様

ビルマ人難民マウンマウンさんに対する 大阪高裁判決への上告断念を求める要請書

大阪高等裁判所は2005年6月15日、ビルマ（ミャンマー）人難民申請者マウンマウンさんによる難民不認定取り消し訴訟について、難民不認定処分と退去強制令書発布処分を取り消す原告勝訴の判決を下しました。

01年10月の来日から3年8カ月後、03年4月に国連高等難民弁務官事務所（UNHCR）からマンデート難民に認定されてから2年後になって、ようやく本人の訴えが裁判所によって全面的に認められました。マウンマウンさんは上陸直後から1年半に渡り、西日本入国管理センターに収容されていました。

難民不認定の取り消しを求めた裁判で、高等裁判所が原告側の訴えを認め、難民と認定したのは今回が初めてです。

1988年の民主化運動から17年が経つ現在も、ビルマ軍事政権は国内支配の手を緩めていません。6月19日に60歳を迎える民主化運動指導者アウンサンスーチーさんは今も軟禁状態におかれ、また、1500人余りの政治囚が自由を奪われています。

同国の人権状況に改善が見られないことは世界的な関心事です。最近も国際労働機関（ILO）は、軍政の強制労働廃止への取り組み不足を非難し、制裁措置の再開を決めています。

今回の判決が認めるように、ビルマ軍事政権は国外の反政府活動をも厳しく監視しています。日本国内で活動を続けるマウンマウンさんが送還されれば、迫害の危険が及ぶことは明らかです。

法務省におかれましては、今回の司法判断を尊重し、マウンマウンさんに難民認定を行うこと、また最高裁判所への上告を行わないよう要請します。

日 付：2005年6月 日

氏 名：

連絡先：